

平成31年1月より はり、きゅう及びマッサージの 施術を受ける際の療養費について支払い方法を変更しています。

船員保険では、平成31年1月施術分より「はり、きゅう及びあんまマッサージ指圧施術療養費」の支払いについて受領委任制度を導入しています。

受領委任制度とは

療養費は、原則償還払い（一度、患者様が医療費の10割を負担し、保険者への申請により保険給付分が払戻しされる）ですが、受領委任制度では、登録された施術者が患者様に代わり保険給付分を保険者に請求するため、患者様の施術所窓口での負担は、一部負担金（3割又は2割）のみです。



はり、きゅう及びマッサージの施術を受ける皆様へ



施術所で、はり・きゅうやマッサージの
施術を受けられる際は、以下の点にご注意ください。

- ① 保険給付としてはり、きゅう及びマッサージの施術を受けるには、文書による医師の同意が必要です。初めて施術を受ける方や、同意期間を超えて施術を受ける方は、必ず医療機関を受診し、同意書の交付を受けてください。
- ② 受領委任制度においては、施術者が保険請求を行うため療養費支給申請書を作成いたしますが、患者様による氏名等の記入及び押印が必要となります。
療養費支給申請書に押印する際は、施術を受けた日付や施術内容・金額を確認のうえ押印しましょう。
- ③ 施術所で施術を受けた時は、必ず領収証を受け取り大切に保管しましょう。
※交付された領収証はなくさずに保管してください。また、必要であれば、一部負担金の明細書を発行してもらうこともできます。（発行手数料はかかりません。）



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>